

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月31日 京都地方法務局舞鶴支局 登記官 幸浩司
記

- 1 手続番号
第1304-2023-0097号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
舞鶴市字岸谷小字年梨457番